

議案第 88 号

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例

東京都板橋区手数料条例（平成 1 2 年板橋区条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 0 の項事務の欄中「登録」の次に「及び鑑札の交付（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 3 9 条の 7 第 2 項の規定が適用される場合を除く。）」を加え、同項名称の欄中「犬の登録手数料」を「犬の登録（鑑札の交付を含む。）手数料」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

3 0 の 2 動物の愛護 及び管理に関する法 律第 3 9 条の 7 第 6 項の規定に基づく犬 の鑑札の交付	犬の鑑札の交付手 数料	1 , 6 0 0 円
--	----------------	-------------

別表 1 6 5 の項事務の欄中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画（以下この項、1 6 6 の項及び 1 6 8 の項において「長期優良住宅建築等計画等」という。）」を加え、同項名称の欄中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に改め、同項額の欄中「又は改築しようとするとき」を「若しくは改築しようとするとき又は一戸建ての住宅について建築行為を行わないとき」に改め、同欄(2)中「又は改築しようとする」を「若しくは改築しようとする場合又は住宅について建築行為を行わない」に改め、同表 1 6 6 の項事務の欄中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改め、同項名称の欄中「長期優良住宅

建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改め、同項額の欄中「又は改築する際に」を「若しくは改築する際に認定を受けたもの又は住宅について建築行為を行わずに」に改め、同表 168 の項事務の欄及び名称の欄中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

動物の愛護及び管理に関する法律及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴い、犬の鑑札の交付及び長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に係る規定を追加する必要がある。